

米子市監査委員告示第3号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年3月6日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	八	幡	一	秀
同	安	木	達	哉

1 監査の対象

課税課

2 監査の範囲

主として平成20年4月1日から同年11月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成21年1月27日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・八幡一秀・安木達哉

5 監査の概要

課税課の組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 市税及び県民税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の評価に関すること。
- (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。

今回の監査は、当課の業務のうち、予算の執行と経理事務、市税の賦課事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

なお、当課の平成20年度一般会計歳入歳出予算の執行状況（平成20年11月末日現在）は、別表のとおりであった。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に際し、資金前渡職員の作成すべき現金出納簿が整備されていないものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 業務委託契約に係る工程表及び一部再委託の承諾について、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ウ 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

(2) 市税の賦課事務

ア 市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び特別土地保有税の賦課について、関係書類を抽出により監査した結果、適正に事務処理されていた。

イ 市税の減免取扱いについて、市民税及び軽自動車税の関係書類を抽出により監査した結果、適正に事務処理されていた。

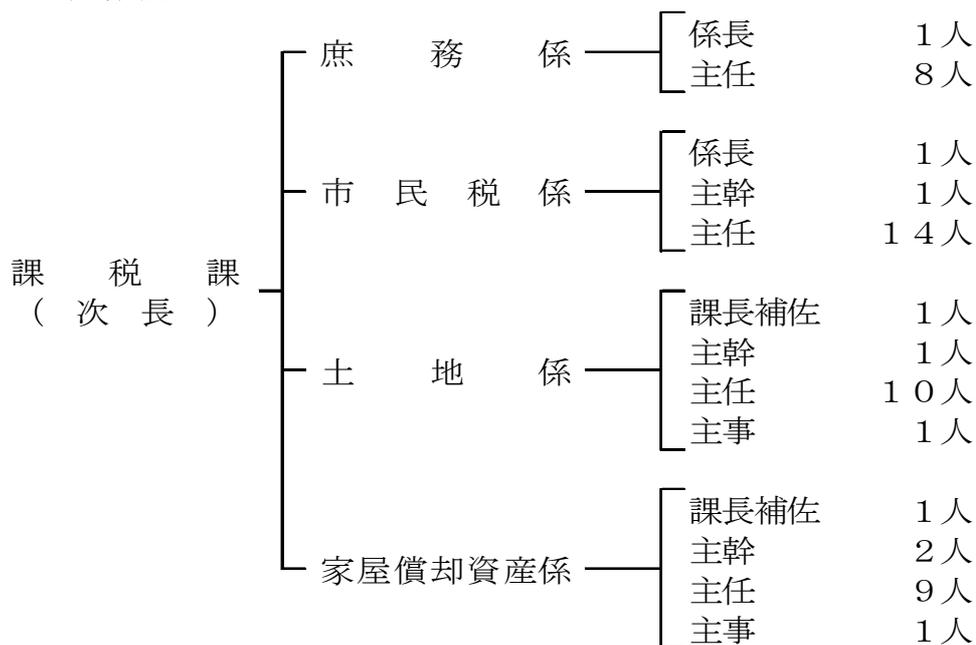
ウ 固定資産税の減免取扱いについて、関係書類を抽出により監査した結果、火災減免申請書の受理に際し、文書收受の処置がされていないものがあったので、米子市文書取扱規程（平成17年米子市訓令第4号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

エ 入湯税の賦課について、関係書類を監査した結果、納入申告書の提出が遅滞している特別徴収義務者が散見されたので、米子市市税条例（平成17年米子市条例第63号）の規定に基づき、速やかに提出させること。

（3） 物品の管理事務

備品の管理について、備品データ一覧表を基に現品と照合した結果、符合しないものがあったので、整備すること。

別 図 組 織 図



別 表 平成20年度一般会計歳入歳出予算執行状況(平成20年11月末日現在)

歳 入

(単位:円,パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
総務手数料	5,201,000	3,543,250	3,499,850	43,400	67.3	98.8
弁償金	1,000	600	600	0	60.0	100.0
雑入	574,000	40,760	40,600	160	7.1	99.6
市預金利息	0	4	4	0	-	100.0
合 計	5,776,000	3,584,614	3,541,054	43,560	61.3	98.8

歳 出

(単位:円,パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
賦課費	175,027,736	127,091,818	39,144,530	135,883,206	22.4	30.8
合 計	175,027,736	127,091,818	39,144,530	135,883,206	22.4	30.8